令和７年４月更新

秋田市立明徳小学校いじめ防止基本方針

本方針は、人権尊重の理念に基づき、秋田市立明徳小学校の子どもたちが充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ問題の根絶を目的に策定するものであります。

１　いじめの定義と基本的な考え方

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、子どもが一定の人間関係にある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けることにより、精神的または肉体的な苦痛を感じるものをいう。

（２）基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。また、刑事罰が課せられたり損害賠償責任が発生したりする不法行為でもあります。

いじめからすべての子どもを守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要であると考えます。

＊　いじめは、卑怯な行為であり、絶対に許されないこと
＊　いじめは、どの子どもにも、また、場所を問わず起こりうるものであること
＊　いじめは、見ようとしなければ見えないこと
＊　いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること
＊　いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体に関わる問題であること
＊　いじめは、いじめられる子どもにも問題があるという考えでは解決しないこと

すべての教職員がいじめに対する基本認識を共有し、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日頃から子どもたちの人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心から反省を促し、子どもが安心して学校生活が送れるようになるまで支援に努めます。

いじめが解消している状態については、少なくとも次の２つの要件が満たされているかを判断し、適切な対応に努めます。

①　いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも３カ月を目安とする。
②　いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子ども及びいじめた子どもについては、日常的に保護者と連携しつつ、注意深く観察を継続していきます。

真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、上記の要件が満たされた上で、双方の当事者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものと捉えます。

（３）いじめ防止のための組織

全教職員で組織する「校内いじめ等対策委員会」の他、広域カウンセラー、学校運営協議員（ＰＴＡ会長・副会長を含む）、必要に応じて学校医の参加を得て「明徳いじめ対策委員会」を組織し、基本方針や年間計画の策定、見直し等を行います。

２　いじめ未然防止のための取組

子どもたちが楽しい学校生活を送ることができるように、互いに認め合い、思いやりの心を育み、協力し合う温かな学級づくりを目指します。また、一人一人の規範意識が高まるように、道徳教育の充実を図るとともに、子どもたちの主体的な学びを促す授業づくりに取り組みます。

（１）　“心はずむ、楽しい学校”取組の推進

○学校は楽しいのが一番です。毎日、学校に来るのが楽しみで、心がわくわくして、笑顔があふれ、みんなが幸せな気持ちになれる、そんな学校にしたいと考えます。教職員自身は、崇高な使命を自覚し、子どもたちの模範となるとともに、信頼の輪を全校に広げ、“心はずむ、楽しい”学校づくりに努めます。

○徳（思いやりの心）・知（進んで学ぶ心）・体（たくましい心）をバランスよく育み、学校教育目標「“強く、正しく、明るく”未来を創る明徳健児」の育成に努めていきます。

○自分のよさに気付き、将来の夢を育むキャリア教育を推進します。

（２）　一人一人が自己有用感を高める学級・学年経営

○子どもたちが互いの個性を認め合い、磨き合う学級・学年づくりをします。

○日常的にいじめ問題等に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を全校に醸成します。

※「秋田市中学生『絆』宣言」・「秋田わか杉っ子 いじめゼロに向けた五か条」の活用

○ソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、自他との違いに気付かせ、自尊感情を育み、楽しい学校生活を送ることができるようにします。

（３）　家庭や地域と連携した道徳教育

○学校開放参観日等に保護者や地域の方々に道徳科の授業を公開したり、学習した内容を学年通信等でお知らせしたりして、情報提供に努めます。

○定期的に道徳科のノートやキャリアノートを家庭に持ち帰り、子どもの成長を親子で共有するなど心の触れ合いを図り、自己肯定感を育む機会を設定します。

○学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間における体験活動の充実を図り、道徳的実践力を培います。

（４）　確かな学びを育む学習指導の充実

○「明徳教育」の共通実践を継続し、発達段階に応じた基本的学習習慣の定着を図ります。

○生徒指導の機能（自己決定・自己存在感・共感的な態度）を生かした授業づくりを目指し、安全・安心な学びの環境をつくるよう努力します。

○子どもの学びを深める思考力・判断力・表現力等を育む言語活動の充実を図ります。

（５）　信頼関係を築き、子どもの心に寄り添う生徒指導の充実

○子どもの生活等について把握し、一人一人に即した対応を継続するなど、安心して学校生活を過ごせるように支援します。

○「校内いじめ・不登校等対策委員会」を毎月の定例として開催し、いじめ等の状況について、教職員間の共通理解を図り、共通実践につなげます。

○特別な配慮を要する子どもたちの実態や障がい等への理解啓発を推進します。

（６）　子ども主体のいじめ未然防止に向けた活動の推進

○子ども自らがいじめの問題について考え、未然防止の方法を話し合い、実践する子ども主体の活動を推進します。

・兄弟学年ペア活動による異学年交流「ふれあいタイム」の充実

・感謝の気持ちを表現する児童会活動の推進

（各委員会等からの働きかけ、１年生を迎える会や６年生を送る会等の集会）

・子どもの自発的な活動を支える委員会活動の充実

○思いやりの心をもって周囲と関わろうとする心情を高めるために、互いを認め合う場面を計画的に設定します。

○様々な活動等を通して、友達と分かり合える楽しさを実感できる共感的な人間関係の育成に努めます。

３　いじめの早期発見の取組

日頃から子どもたちとのコミュニケーションを深め､信頼関係を構築するとともに、複数の教職員による観察等を通し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。また、気付いた情報は確実に共有し、速やかに対応します。

（１）　生活調査と個人面談の実施

長期休み前の年２回、全校の子どもを対象として学校生活に関する「明徳キッズアンケート」を実施します。その後、子どもとの個人面談を通じて学級担任が聞き取り調査を実施します。また、アンケート結果を基に、特別に配慮すべき子どもに対する支援の方策について検討します。

さらに、随時個人面談を実施し、心配事や悩みを聞いたり、子どもたちの表情や小さな変化に目を向けたりするように努めます。気になる結果や支援が必要となる場合については、速やかに事実確認を進め、早期に対応します。

（２）　休み時間や地域巡回での指導

たくさんの子どもが集まる各学年のホールや体育館、グラウンドは、教職員が分担し、子どもの様子の観察と過ごし方の指導をします。そして、日常的に登校指導や下校指導、放課後の安全指導を継続していきます。また、児童センター等を訪問して、情報交換や連携を図っています。

（３）　教職員の共通理解

各学年の子どもについての様子や変容については毎月の「校内いじめ・不登校等対策委員会」で情報交換したり、対応を検討したりする他に、「児童を語る会」を年２回（４月・１１月）実施します。また、職員会議や毎週の職員打ち合わせにおいても子どもの様子を話題にし、職員全体で共通理解して対応します。

いじめの認知については、次のような事案であっても、子どもの感じる被害性などに着目し、事実確認をするとともに、適切な指導を行います。

・けんかしたり、ふざけ合ったりしている場合
・好意から行った行為が、意図せずに相手側の子どもに苦痛を感じさせてしまった場合
・いじめられている状況が認められても、本人がそれを否定する場合
・インターネット上で悪口を書かれたことを本人が知らずにいる場合

（４）　家庭との連携

地域巡回（４・５月）や個人面談（７・１２月）を実施し、家庭と学校での様子についての情報交換をします。校報や学年通信、学校ホームページなどで学校での子どもの様子を伝えたり、随時、連絡帳や電話などで家庭と連絡を取り合ったり家庭訪問や教育相談を行ったりしながら、保護者との相互理解を深めることを目指します。

（５）　相談窓口を子ども及び保護者に周知

相談内容により学級担任以外にも、教頭、生徒指導主事、養護教諭が、子どもや保護者の相談に応じます。子ども及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように教育相談体制の整備と周知に努めます。
（広域カウンセラーの活用、いじめ相談窓口の設置）

（６）　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

子ども及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル指導計画に基づいた学習を継続します。

（７）　「明徳いじめ・不登校等対策委員会」での情報共有

学級担任は、子どもや保護者からの訴えがあった場合、学団で共通理解を図りながら事実確認し、管理職に早急に報告・連絡・相談します。さらに、「明徳いじめ・不登校等対策委員会」において、情報を共有します。

４　いじめへの組織的対応

いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して組織的に問題の解決に当たります。いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

（１）対応策の検討と役割分担

いじめを発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応方針を協議し、どの教職員がどの子どもに対応するかなど的確な役割分担を決め、いじめ問題の解決にあたります。

（２）迅速な実態把握と適切な指導・支援

情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている子どもの身の安全を最優先に考え、いじめている側の子どもに対しては毅然とした態度で指導にあたります。

いじめられた子どもや保護者から、「いじめた子どもには言わずに見守ってほしい」との依頼があった場合でも、被害にあった子どもを「絶対に守る」ことを約束したうえで、解決に向けて対応する旨を伝え、迅速に状況の把握を行います。

（３）組織的な指導・支援

傍観者の立場にいる子どもたち（周りではやしたてる，見て見ぬふりをする）にも、当該学級担任と支援チームによる共通理解に基づいた指導を進めます。

（４）広域カウンセラー、関係機関との連携、調整

いじめられている子どもの心の傷を癒すために、状況に応じて広域カウンセラーや養護教諭と連携しながら教育相談体制の充実を図ります。

また、関係機関等（秋田市教育委員会、秋田中央警察署など）と連携を図ります。

（５）保護者の理解と協力

保護者には、事実を正確に伝え、対応の方針を説明して理解や協力を得るようにするとともに、対応の経過及び事後の子どもの状況等について、情報提供します。

いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活が送れるようになるまで支援を継続します。

保護者からの様々な意見や要望に対して、学校としてできること、状況によっては関係機関等との連携が必要なことなどを明確に伝え、理解を得るようにします。

（６）重大事態への対処

犯罪行為と思われる重大な事案が発生した際には、速やかに教育委員会及び所轄警察署と連携し、協議を重ねて対処します。生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、重大事態が発生した旨を、秋田市教育委員会に速やかに報告し、協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。そして、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、結果についてはいじめを受けた子どもと保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

５　いじめの防止等のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得て、いじめ防止等の対策のための組織を設置します。

本校職員、学校運営協議員、及び必要に応じて、広域カウンセラー等より「明徳いじめ対策委員会」を組織し、基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議します。

日常の取組については、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。

６　いじめ防止に向けた保護者と地域の連携

校報やＰＴＡなどを活用し、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。
また、学校以外の相談機関や相談窓口等の活用について、広くお知らせします。

○校報や学年通信、学校ホームページ等による情報発信
○学年・学級ＰＴＡにおける説明と協議
○研修会・講演会等の実施
○学校運営協議会における学校評価の説明・協議
○明徳小学校区子ども会育成会、ＰＴＡ生活安全部との連携
○東中学区（秋田東中・旭川小・保戸野小・明徳小）の地域や他校からの情報の活用
○相談窓口、相談機関の周知

【各種相談窓口一覧】

１　いじめや不登校等に関する相談

○いじめ・不登校等教育問題相談（秋田市教育研究所内）
☎８６６－２２５５　☎８６５－００５６
○適応指導センター「すくうる・みらい」（ソユースタジアム内）
☎８２３－３０８２

２　教職員や教育全般に関する相談

○教職員・教育全般相談（秋田市教育研究所内）
☎８６６－４１５３

３　特別支援教育や就学等に関する相談

○就学相談（秋田市教育研究所内）
☎８６５－２５３０

４　養育、しつけ、非行、虐待、人権等に関する相談

○わかくさ相談電話（秋田市子ども未来センター内）
☎８８４－３８６８
○よいこに（秋田県中央児童相談所内）
☎８２４－４１５２
○子どもの人権１１０番（秋田地方法務局内）
☎０１２０－００７－１１０

５　その他（非行、交友関係、ネットトラブル等）に関する相談

○少年サポートセンター（秋田中央警察署）
☎８３５－１１１１
○少年サポートセンター（秋田臨港警察署）
☎８４５－０１４１
○少年サポートセンター（秋田東警察署）
☎８２５－５１１０
○サイバー犯罪１１０番（秋田県警察本部）
☎８６５－８１１０
○チャイルド・セーフティ・センター（秋田拠点センターアルヴェ内）
☎８３１－３４２１

7　年間計画（案）

	１　年	２　年	３　年	４　年	５　年	６　年	委　員　会　等
４月	入学式	地域巡回・家庭訪問 異学年交流「ふれあいタイム（千秋公園で花見）」 ハッピーデー「１年生を迎える会」					＊校内いじめ・不登校対策委員会①
５月		ハッピーデー「明徳運動会」					＊校内いじめ・不登校対策委員会② ＊いじめ対策委員会①
６月		明徳キッズアンケート　①				修学旅行	＊校内いじめ・不登校対策委員会③ ・明徳キッズアンケート①の分析・活用
７月		子どもとの個人面談　①			まんたらめ宿泊研修		＊校内いじめ・不登校対策委員会④
８月		保護者との個人面談　①					＊校内いじめ・不登校対策委員会⑤
９月							＊校内いじめ・不登校対策委員会⑥
１０月 前学期		ハッピーデー「明徳マラソン」					＊校内いじめ・不登校対策委員会⑦
後学期		ハッピーデー「明徳発表会」					
１１月		明徳キッズアンケート　②					＊いじめ対策委員会② ＊校内いじめ・不登校対策委員会⑧ ＊明徳キッズアンケート②の分析・活用
１２月		子どもとの個人面談　② 保護者との個人面談　②					＊校内いじめ・不登校対策委員会⑨
１・２月		異年齢交流「ふれあいタイム」 ハッピーデー「６年生を送る会」					＊校内いじめ・不登校対策委員会⑩ ＊校内いじめ・不登校対策委員会⑪ ＊いじめ対策委員会③
３月						卒業式	＊校内いじめ・不登校対策委員会⑫

【確認事項】

①「ハッピーデー」とは令和５年度に実施した学校創立１４０周年記念事業の総称であり、令和７年度も子どもたちの主体的な活動と愛校心の醸成を図る行事として位置付け、推進を図っていきます。なお、上記以外にも児童委員会主催の取組などを予定しております。

②各学年の校外学習、ＰＴＡ関連事業などについては、日程・内容などが決まり次第、別紙やＨＰなどでお伝えすることとします。

③「いじめ対策委員会」①～③には、学校運営協議会委員と本校職員で開催します。

④「校内いじめ・不登校等対策委員会」①～⑫は、本校職員による毎月の共通理解の場です。